

**伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターくじら**  
**1階給水管・給湯管更新工事 仕様書**

**I 工事概要**

**1 工事件名**

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターくじら 1階給水管・給湯管更新工事

**2 工事場所**

三重県伊勢市黒瀬町 562 番地 12

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターくじら

**3 工事目的**

既設給水管及び給湯管について、経年劣化による漏水が発生していることから、当該配管の更新を実施し、設備機能の回復及び安定した施設運営を図ることを目的とする。

**4 工事内容**

本工事は、別紙図面に示す給水管及び給湯管の更新を行うものであり、主な工事内容は次のとおりとする。

- (1) 既設給水管及び給湯管の撤去（必要に応じて）
- (2) 新設給水管及び給湯管の設置
- (3) 配管支持金物等の設置
- (4) 必要箇所の保温復旧
- (5) 接続調整
- (6) 通水試験、漏水確認及び試運転調整
- (7) 発生材及び撤去材の処分

**5 工事期間**

契約締結日から令和8年11月20日（金）まで

## II 一般仕様

### 1 適用範囲

本仕様書は、伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターくじら 1 階給水管・給湯管更新工事に適用する。

### 2 用語の定義

本仕様書において「監督職員」とは、発注者が指定する工事監督担当者をいう。

### 3 適用基準等

本工事は、次に掲げる関係法令、基準等に準拠して施工するものとする。

- (1) 建築基準法
- (2) 水道法
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 消防法
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (6) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (7) その他関係法令及び監督職員の指示

### 4 一般事項

#### (1) 施工範囲

更新対象は、別紙図面に示す 1 階系統の給水管及び給湯管とする。

#### (2) 使用材料

使用材料は、JIS 規格品又はこれと同等以上の品質を有するものとし、監督職員の承認を受けること。

#### (3) 配管方式

給水管及び給湯管の更新については、原則として屋内露出配管による施工を前提とする。なお、隠蔽配管による施工が必要となる場合は、別途協議の上決定する。

#### (4) 既設機器の取扱い

既設のガス給湯器及び衛生器具については再使用を前提とする。

ただし、接続作業時に著しい劣化等が確認され、取替えが必要と認められる場合は、監督職員及び受注者で協議の上対応を決定する。

#### (5) 現地確認

現地確認により確認可能な事項については、本工事費に含むものとする。

ただし、施工着手後に判明した隠蔽部分の著しい劣化、想定外の構造条件その他監督職員及び受注者双方の責によらない事由については、別途協議するものとする。

(6) 養生等

施工に必要な養生、清掃、既設部分の保護及び工事完了後の原状回復は、本工事に含むものとする。

(7) 石綿含有建材

既設建材等に石綿含有の疑いがある場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議すること。

### Ⅲ 施工一般

#### 1 施工管理

- (1) 施工にあたっては、監督職員と十分な協議及び調整を行い、施設運営に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- (2) 騒音、振動、粉じんの発生を伴う作業については、その影響を最小限とする措置を講ずること。
- (3) 断水を伴う作業については、原則として実施日の5営業日前までに、断水日時及び作業内容を発注者へ報告し、承認を得ること。
- (4) 断水を伴う施工については、施設運営に支障を及ぼさないよう工程及び施工範囲を調整し、一括断水を避け、可能な限り系統又は区画ごとに断水及び復旧を行うこと。
- (5) 受注者は利用者、来館者及び職員の安全確保を最優先とし、危険箇所への立入防止措置、資材管理及び安全表示を適切に行うこと。

#### 2 施工条件

(1) 作業時間

作業時間は、原則として平日（月曜日から金曜日まで）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、やむを得ず休日又は夜間作業が必要となる場合は、事前に発注者と協議するものとする。

(2) 仮設条件

工事車両用駐車場、一時的な資材及び廃材置場については発注者と協議すること。電気、水道並びに作業用トイレについては、発注者が無償で提供する。

尚、作業用トイレについては室内であるため受注者が必要に応じて養生する。

### 3 試験及び確認

- (1) 施工完了後は、通水試験、漏水確認及び給湯動作確認を実施し、設備が正常に使用できることを確認すること。
- (2) 必要に応じ、監督職員立会いのもと試験を実施すること。

## IV 工事内容の変更

- (1) 工事内容に変更が生じた場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、必要に応じて変更契約を締結するものとする。
- (2) 変更に伴う契約金額及び工期については、受注者から提出された見積書その他の根拠資料をもとに協議し決定するものとする。
- (3) 軽微な変更については、契約金額の変更を伴わない範囲において、監督職員の指示により施工することができるものとする。

## V 産業廃棄物の処理

工事に伴い発生した撤去材及び廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理すること。

なお、これに要する費用は本工事に含むものとする。

## VI 安全衛生管理

- (1) 受注者は、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、安全管理を徹底すること。
- (2) 工事中に既施設等を損傷した場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。

## VII 保証

- (1) 工事完成検査合格の日から1年間は保証期間とし、施工不良その他受注者の責に帰すべき事由による不具合が発生した場合は、受注者の負担により速やかに修補を行うこと。
- (2) 重大な施工不良その他受注者の責に帰すべき事由による不具合が認められた場合は、前項の規定にかかわらず、受注者は必要な措置を講ずるものとする。

## VIII 完成書類

### 1 提出書類

工程表	契約後速やかに	1部
完了報告書	工事完了後速やかに	1部

### 2 完了報告書

完了報告書には、次の書類を含むこと。

- (1) 施工前・施工中・施工後写真
- (2) 隠蔽部写真
- (3) 使用材料一覧
- (4) 試験結果報告書
- (5) 産業廃棄物処理関係書類
- (6) 完成図

### 3 完成検査

受注者は、工事完了後、発注者の完成検査を受け、合格をもって引渡し完了とする。

## IX 契約金額の支払

契約金額の支払は、完成検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に、受注者指定口座へ振込により行うものとする。

なお、振込手数料は受注者の負担とする。

## X 特記仕様書

### 1 給水・給湯設備詳細

別紙図面による。

### 2 設置場所及び数量

別紙図面による。